

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 通関</p> <p>第2節 特殊輸出通関</p> <p>(複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物の取扱い)</p> <p>67-2-14 輸出貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の全ての条件に該当すると認められるときは、輸出者等からの申出に基づき、一の輸出申告による申告を行うことを認めて差し支えない。</p> <p>なお、輸出貨物の一部が一の他所蔵置場所（法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所）に置かれている場合は、原則として上記の一の輸出申告による申告を行うことは認めないものとする（輸出貨物の一部又は全部が複数の他所蔵置場所に分散して置かれている場合は、上記の一の輸出申告による申告を行うことは認めないものとする。）。</p> <p>(1) 輸出貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税關の管轄区域、かつ、原則として同一都道府県に所在していること。</p> <p>(2) 輸出貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸出申告により通關する必要があると認められること。</p> <p>(3) 複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物について、一の保税地域ごとに置かれている貨物の品名及び数量を輸出者又は通關業者が把握し、かつ、税關が検査を行うのに支障がないと認められること。</p>	<p>第6章 通関</p> <p>第2節 特殊輸出通関</p> <p>(複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物の取扱い)</p> <p>67-2-14 複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物については、後記67-4-18の規定による輸入貨物の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>
	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>
<p>第4節 特殊輸入通關</p> <p>(複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い)</p> <p>67-4-18 輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の全ての条件に該当すると認められるとき</p>	<p>第4節 特殊輸入通關</p> <p>(複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い)</p> <p>67-4-18 輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の全ての条件に該当し、かつ、検査を行う</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、輸入者等からの申出に基づき、一の輸入申告による申告を行うことを認めて差し支えない。</p> <p>なお、保税地域には、他所蔵置場所（法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所）は含まれない。</p> <p>また、<u>輸入貨物が分散して置かれている場合において、その一部又は全部が他所蔵置場所に置かれているときは</u>、上記の一の輸入申告による申告を行うことは認めないものとする。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) <u>複数の保税地域に分散して置かれている貨物について、一の保税地域ごとに置かれている貨物の品名、数量、価格並びに定率法別表（関税率表）及び輸入統計品目表の適用上の所属を輸入者又は通関業者が把握し、かつ、税関が検査を行うのに支障がないと認められること。</u></p>	<p>のに支障がないと認められるときは、輸入者等からの申出に基づき、一の輸入申告による申告を行うことを認めて差し支えない。</p> <p>なお、保税地域には、他所蔵置場所（法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所）は含まれない。</p> <p>また、<u>輸入貨物の一部が他所蔵置場所に置かれている場合は</u>、上記の一の輸入申告による申告を行うことは認めないものとする。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（新設）</p>